平成２３年（フ）第１１号
愛媛県八幡浜市保内町磯崎1454番地
債務者　佐々木節子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１３号
愛媛県大洲市松尾413番地２
債務者　永田　勝利
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第３１３号
東京都昭島市中神町1260番地いこいの家
債務者　増田有里子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５９号
神奈川県藤沢市高倉2254番地の１　ＲＵＲＵ高倉101
債務者　中島　龍治
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６０号
神奈川県藤沢市高倉2254番地の１　ＲＵＲＵ高倉101
債務者　中島三奈子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９０号
横浜市栄区公田町620番地　ラックスホーム本郷台106号
債務者　樋口　浩之
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８４号
横浜市南区六ツ川２―11―24　リヴァイヴＦ105、住民票上の住所横浜市南区東蒔田町13番地３
債務者　田邊　和則
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８７号
神奈川県大和市上和田2382番地２　ことぶきコーポ101
債務者　山崎　隆行
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０２号
静岡市葵区羽鳥２丁目11番43号　ルーラル杉山Ⅰ　101号
債務者　坪井　武人
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９号
熊本県球磨郡相良村大字川辺185番地90、住民票上の住所愛知県豊橋市牟呂町字古幡焼17番地スペリア豊橋410号
債務者　今村　睦生
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第３６号
栃木県小山市大字石ノ上484番地４　山田正雄方
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３５１０号
東京都町田市金井町3133　藤の台団地３―11―402
債務者　倉田　一生
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５１１号
東京都世田谷区松原１丁目33―９―302
債務者　山口　睦実
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５１８号
東京都足立区足立３丁目３―１―213
債務者　岸　　智美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５号
静岡市清水区興津本町83番地の２
債務者　柴田　信子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部